

十市教ス生第 1058 号
令和 4 年 3 月 29 日

十和田市スポーツ少年団 各位

十和田市教育委員会
教育長 丸井英子
(公印省略)

スポーツ少年団の活動における新型コロナウイルス
感染拡大防止策の徹底について (通知)

皆様方には、スポーツ少年団の活動に関し、この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止について、ご理解とご対応をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 3 月 18 日付け十市教ス生第 1024 号で 3 月 22 日以降の活動再開後における感染拡大防止策について通知したところでありますが、今なお、県内、上十三保健所管内の新規感染者数は高止まりが続いております。

つきましては、スポーツ少年団の活動（練習）に際して、別添（前記通知）の「スポーツ少年団活動実施上の留意事項」を再度確認し、感染拡大防止策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。なお、少年団員が新型コロナウイルスに感染した場合は、ただちに代表者、団員の学校等に連絡し、活動の休止等の措置をするとともに、スポーツ少年団本部（下記担当）へもすみやかに報告くださるよう改めてお願いいたします。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種を強制してはいけないこと、活動にあたってワクチン接種を条件としないこと、また、ワクチン接種を受ける受けないや感染してしまった者に対し、誹謗中傷、差別やいじめは絶対にあってはならないこと、個人情報保護や守秘義務の遵守などにつきましても改めて、指導者、父兄、団員等に周知の上、対応等に留意いただきますようお願いいたします。

【担当】十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課
TEL 0176-58-0187

対策期間 令和4年3月22日(火)から令和4年4月10日(日)まで

【スポーツ少年団活動実施上の留意事項】

スポーツ少年団活動の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大要因となる3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が重ならないよう、以下を参考に、実施内容や方法を工夫するなど、感染防止のための措置を講じた上で、活動場所、児童生徒の属する学校等の指示、指導内容等もふまえて計画的に実施すること。

1 スポーツ少年団活動への参加に関すること

- (1) 発熱等の風邪の症状が見られる時は、活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (2) 団員や指導者等本人のみならず同居の家族に風邪症状が見られる場合も活動への参加をしないようにすること。

2 活動日、活動時間、活動場所に関すること

- (1) スポーツ少年団の練習は週3日以内、練習時間は1日つき90分間以内とする。（休止期間を踏まえ、段階的な活動内容となるよう配慮する。）
※感染状況を鑑み、大会への出場を見込む場合を除き、小学校低学年（3月現在）の練習への参加は休止とする。
- (2) 同一日、同一時間に多くの児童生徒が集まることを避けるため、各利用団体の活動日、活動時間をずらすなどの工夫をすること。
- (3) 体育館などの屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて換気をすること。
- (4) 武道場、教室、部室、更衣室等の狭い施設については時間や人数の制限をするなどの工夫をすること。
- (5) 練習前後には、可能な範囲で施設、用具等の消毒をすること。特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は確実に消毒すること。

3 練習に関すること

- (1) 石けんによるこまめな手洗い、練習後には洗顔をするよう指導すること。
- (2) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し、共用しないよう指導すること。
- (3) 飛沫感染が想定されるような練習及び至近距離での会話（ミーティング、指導者の指示等も含む）は、屋外であっても避けるよう工夫して活動すること。
- (4) 公共、民間施設を利用する際には、利用する施設の措置に従うこと。

4 大会・練習試合等に関すること

- (1) 他団体との練習試合や合同練習は、中止とする。
- (2) 大会への参加については、スポーツ少年団本部組織や各種協会・連盟等が主催又は共催する全国・東北・県大会及びそれらの大会につながる予選大会（公式大会）に限り、主催者が講じる感染防止対策や会場となる地域の感染状況及び対応制限等を確認し、保護者との相談の上、児童生徒の安全を最優先に辞退も含めて慎重に判断した上で参加できるものとする。
- (3) 競技の感染防止ガイドラインや主要大会の感染防止対策を参考として、徹底した感染防止対策を講じること。
- (4) 大会に参加する場合は、主催者が定める感染防止に関するルールを必ず遵守するとともに、大会の運営状況等に応じて、参加体制・人数等を調整すること。
- (5) 移動（バス等利用）の際には、マスクを着用する、会話は控えめにする、降車後は速やかに手指消毒など、基本的感染防止対策を確実に行うこと。
- (6) 大会等の参加中の食事（主に昼食）の際は、他の人との距離の確保及び黙食を徹底すること。
- (7) 大会参加後など、平時と体調が異なる場合には登校や活動参加はせず、1日程度自宅で療養し、その後回復しない場合には医療機関を受診するよう徹底すること。
- (8) 感染拡大防止の徹底を図る観点から、宿泊を伴う合宿等は中止する。

5 その他

- (1) 各競技団体が作成する競技別のガイドラインに留意すること。
- (2) 移動の前後は、各種イベント会場等、人が集まる所には立ち寄らないこと。
- (3) 活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。
- (4) 指導者、保護者においても活動時間外の会食などの実施は自粛するようしてください。

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくしましょう。

特設サイトも公開中です。ぜひご覧ください。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html



新型コロナウイルスの正しい知識・最新情報

新型コロナウイルス感染症の正しい知識・情報は日々変わっていきます。
こちらでは全国の感染状況を踏まえて日々、最新の正しい情報・知識が更新されています。

悪質な行為には法的責任が伴います。
信頼できる正しい知識・最新の情報で行動しましょう。

新型コロナウイルス
感染症対策(内閣官房)



<https://corona.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症について
(厚生労働省)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

「#広がれありがとうの輪」プロジェクト(厚生労働省主唱)



#広がれありがとうの輪
STOP! 感染拡大
— COVID-19 —

#広がれありがとうの輪
をつけて、感謝の気持ちや応援を
投稿してみませんか？



https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_6

人権
相談窓口の
ご案内

コロナ差別で悩んでいませんか？

つらいこと、お困りごと、
まずはお話しください。



新型コロナウイルス感染症に関連した
差別や虐待は決してあってはなりません!

人権相談窓口は
こちらから



https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

様々な人権問題に関するインターネット相談はこちら

インターネット人権相談
Counseling on the Internet



<https://www.jinken.go.jp/>



様々な人権問題に関する相談はこちら

みんなの人権110番

0570-003-110 (平日午前8時30分
~午後5時15分)



いじめ・虐待など子どもの人権の相談はこちら

子どもの人権110番

0120-007-110 (平日午前8時30分
~午後5時15分)



セクハラ・家族内暴力など女性の人権の相談はこちら

女性の人権ホットライン

0570-070-810 (平日午前8時30分
~午後5時15分)



外国語での人権の相談はこちら(10言語対応)

外国語人権相談ダイヤル Telephone Counseling

0570-090-911 (平日午前9時00分
~午後5時00分)

Weekdays 9:00 through 17:00

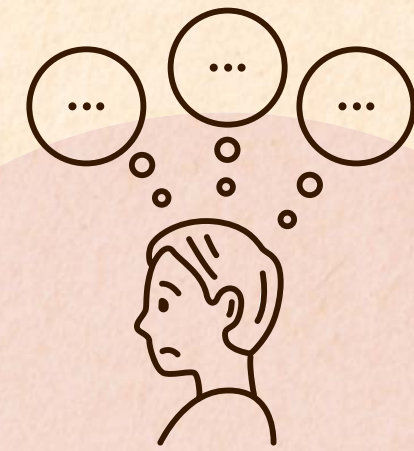


https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html
(パソコン、スマートフォン共通)
下の2次元コードを読み込んでください。



(令和4年2月改訂)

法務省・全国人権擁護委員連合会



コロナをおそれて、
過剰な反応になっていませんか？

あなたの言葉や行動が人を傷つけてしまうことがあります。
この冊子をきっかけに「自分のこと」として考えてみましょう。

不安を差別に
つなげちゃいけない。

新型コロナウイルス
感染症対策分科会会長

尾身 茂



気づこう、
変えよう、
そのひとつこと。

STOP! コロナ差別

※「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を指します。

人権イメージキャラクター
人KEN まもる君



法務省・全国人権擁護委員連合会



人KEN あゆみちゃん



特設サイトも公開中。
ご覧ください。

コロナ対策のつもりが 過剰な反応になっていませんか？

思い込みが差別や偏見を生みます。正しい知識・情報に基づいて行動しましょう。

CASE 1 医療従事者やエッセンシャルワーカーと その家族への差別や偏見

あなたの奥さん、
病院で働いてるんだよね。
悪いけどしばらく出社は
控えてほしい。

配送業者の子どもは
学校に来ないで。

あそこ、
老人介護の施設だよね。
職員の人はずちの前を
通らないでほしいな。

～医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝やエールを～

医療従事者やその家族に対する、必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否など様々な問題のある事例が全国で起こっています。また、社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人々への差別の事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、むしろエールを送りましょう。

CASE 2 感染者とその家族への差別や偏見

〇〇さん感染したんだって。
どうせ夜遊びしてて
感染したんじゃないかな？

ネットで見たけど、
〇〇君のお父さん
感染したみたい。
いい迷惑だわ。

〇〇さん職場復帰したけど
後遺症あるみたい。
まだうつるかも。
近寄らないようにしましょう。

～感染者とその家族に思いやりを～

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生まれています。中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例も見られます。ウイルスには気を付けても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

今なお、みんなが不安に包まれやすい状況が続いています。自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、「誰か」のことでなく「自分のこと」として、改めて考えてみるのが大切です。悪意がない言動が人権侵害につながることもあります。また、新型コロナワクチンの接種が進む中、接種を受けていない人に対する差別や偏見も生まれています。これは許されるものではありません。正しい知識と情報をもとに行動しましょう。それが、新型コロナウイルス感染症から、自分を、家族を、みんなを守ることに繋がります。

CASE 3 思い込み、過剰な反応による差別や偏見

せきはぜんそくのせい
だって言うけど、
絶対コロナに決まっている。
休めばいいのに。

君、例の大学の
学生さんだったよね。
サークルが違ってても、
バイト辞めてくれないかな。

県外ナンバーの方は、
一切、この施設の
ご利用をお控えください。

～正しい情報を確認し、冷静な対応を～

CASE3のように、特定の症状というだけで感染を決めつけてしまったり、あるいは、感染者と同じ大学、同じ地域の居住者というだけで差別・偏見の対象となることがあります。CASE1やCASE2でもそうですが、思い込みを避けて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

CASE 4 新型コロナワクチンの接種を 受けていない人への差別や偏見

うちの会社では、
ワクチン打たない人は
全員辞めてもらうよ。

ワクチン打った人が
分かるよう、みんな
このバッジを着けよう。

うちの部みんな
打ってるのに、
打たないなんて
協調性ないんじゃない？

～それぞれの事情に対する配慮を～

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。病気など様々な事情で接種を受けることができない人、受けることに注意が必要な人がいます。接種を受けていないことを理由に差別的な扱いを受けたという相談も多く寄せられています。それぞれの事情に配慮した感染対策を考えましょう。

コロナ差別をしないことはコロナ対策のひとつです。

差別や偏見、嫌がらせが広がると医療従事者やエッセンシャルワーカーの離職が増える可能性があります。また、感染者への同様のことが増えると検査を避けたり、感染を隠そうとする人が増え、感染拡大を抑えにくくなります。



新型コロナウイルス
感染症対策分科会会長

尾身 茂